**平成２３年（フ）第９２８７号**
千葉県松戸市小金原２丁目10―10　ベルピア北小金井第５－１―102
債務者　畠山　桂介
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９２９０号**
東京都江戸川区西葛西１丁目２―19―105
債務者　佐藤　友紀（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９２９７号**
東京都江東区豊洲１丁目２―27―1005
債務者　岡　　圭子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３００号**
埼玉県南埼玉郡白岡町西７丁目８―13
債務者　飛川　静代
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３０１号**
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1780―６―203
債務者　浅田　英樹
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３０２号**
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1784―１―202
債務者　林　　和美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３０４号**
東京都大田区南蒲田２―22―22、住民票上の住所埼玉県草加市金明町484―１―227
債務者　田口　孝之
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３０７号**
東京都荒川区東日暮里１丁目31―６―301
債務者　朴　　正根
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３１０号**
神奈川県相模原市緑区与瀬432
債務者　松本　久生
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３１１号**
神奈川県相模原市緑区与瀬432
債務者　松本　茂美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３１２号**
埼玉県草加市西町296―１―202
債務者　北谷　麗美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３１３号**
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目２―Ｄ４―205
債務者　伊吹　宗治
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３１４号**
東京都大田区西馬込２丁目11―15―101
債務者　鈴木フミ子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３１５号**
東京都日野市旭が丘５丁目15―14　日野第２荘
債務者　御領　秀一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３１６号**
東京都墨田区東向島１丁目13―16―202
債務者　佐原　正広（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９３２０号**
埼玉県所沢市旭町１―14―301
債務者　新藤　直人
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部